

高齢者虐待に関することについて

高齢者虐待や虐待が疑われる不適切な対応の事例については、全国的に増加傾向にあり対策が急務となっています。当市においても、虐待防止に向けた周知・啓発に努め、高齢者の権利が侵害されることを防ぐとともに、関係機関と連携し対応しています。

① 虐待防止のネットワーク体制の構築

<現状>

○高齢者虐待についての相談・通報対応件数

	R2年度	R3年度	R4年12月まで
対応件数	23件	25件	45件

○老人福祉法第11条に規定する措置を受けるもの。

(やむをえない事由による措置等の実施)

	R2年度	R3年度	R4年12月まで
利用実人数	6人	4人	4人
措置解除	2人	0人	0人

○二市一町高齢者虐待防止ネットワーク会議

会議 年2回開催。うち1回は、研修会として開催。

研修会

R2年度 「高齢者虐待対応の流れと実際の動きについて」

講師：池田 美帆氏（埼玉県社会福祉士会） オンライン開催

R3年度 「高齢者虐待の対応の実際について～初動期から終結期まで」

講師：池田 美帆氏（埼玉県社会福祉士会） オンライン開催

R4年度 「高齢者虐待と権利擁護」

講師 飯村 史恵氏（立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授）

会場：キラリ ふじみ マルチホール

昨年度の高齢者虐待の対応は、虐待者が認知症や精神疾患などにより高齢者の養護者ではないケースがほとんどであり、また、不適切な対応ではあったが虐待認定には至りませんでした。

【課題】

虐待認定に至らなかったケースも、複雑な背景に起因する不適切な対応であるため、状況の改善に向けた支援は継続的に行う必要があり、多くの人員や知識、時間を要します。

② 関係機関の相談・支援体制の整備及び連携強化

<現状>

高齢者虐待に関する通報を受けた場合、高齢者あんしん相談センターや関係機関と緊密

に連携して高齢者及び養護者の支援を行っています。また、迅速な対応を行うために、相談票の様式や相談を受けたあとの手順などを高齢者あんしん相談センターと定期的に検討しています。

庁内では人権・市民相談課と配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議、市民課の住基支援措置連絡票により、虐待を未然に防ぐための情報共有をしています。今年度からは高齢者の消費者被害防止を目的に、人権・市民相談課と高齢者あんしん相談センター、高齢者福祉課による「富士見市高齢者消費者被害防止連絡会議」が設置されました。

【課題】

虐待は様々な要因が重なり起こることが多いため、その虐待がなぜ行われたのか、複雑な要因を検証していくことが重要であり、安全の確保のため、いかに迅速に支援できるかが課題です。

③ 虐待防止に関する普及啓発

<現状>

ケアマネジャーや介護事業所等の関係者に対し、高齢者虐待の早期発見とその予防につながるよう高齢者虐待防止の講演会等を行い、周知をしています。また、介護者の心身の負担軽減も虐待防止の効果が期待されるため、高齢者あんしん相談センターによる土曜日の相談窓口の開設など相談体制の充実に努めています。また、高齢者の虐待防止研修会を入所系介護保険事業所にも通知し、研修の場を通じた顔の見える関係の推進に努めています。

【課題】

虐待防止に限りませんが、介護関係者向けの研修においてケアマネジャー以外の介護保険事業所、特に高齢者に直接かかわる訪問介護職員の参加がほとんどありません。

④ 介護事業所への協力依頼

<現状>

介護保険事業所における虐待に関する通報も増加傾向にあります。高齢者虐待防止法や埼玉県虐待禁止条例の理念を受け、介護事業所に対して「虐待を防止するための従業者に対する研修の実施」や「利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備」といった内容から構成される「高齢者の虐待防止に関する事項」を運営規程等に定めてもらうよう依頼しています。実地指導等の場において情報を共有しながら、取り組みを進めています。

【課題】

入所系の介護サービス事業所において虐待事案が発生した場合、対象者の保険者ではなく施設所在市町村が調査を行うこととなる。高齢者等が介護を受けながら安心して生活できる施設であることが必要なため、介護職員の虐待防止に関する認識を高め、虐待を未然に防ぐための取り組みが重要となります。